

尾張旭市教育委員会と金城学院大学の特別支援教育に関する協定

尾張旭市教育委員会（以下「甲」という。）と金城学院大学（以下「乙」という。）は、特別支援教育に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市立小中学校（以下「学校」という。）に在籍する発達障害及びその傾向のある児童生徒に対し、臨床心理学を学ぶ乙の大学院生又は大学生（以下「学生」という。）による個別の支援・指導を行うことにより、学校の特別支援教育の充実発展を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 実施する活動は、次のとおりとする。

- (1) 発達障害等のある児童生徒に対する個別の支援・指導とその方法に関すること
- (2) 特別支援教育の充実と発展に関すること。
- (3) その他特別支援教育に関すること。

（派遣方法）

第3条 甲は、学校において前条の支援を必要とする場合、乙に協議するものとする。

2 乙は、協議の結果、乙の管理する臨床心理学を学ぶ学生の中から学校に配置が可能な場合に限り学生を派遣するものとする。

（活動方法）

第4条 前条の規定により派遣された学生は、当該派遣先校長の指示により活動するものとする。

2 活動時間は、派遣先校長と当該学生において協議し決定するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定により生じる費用は、甲乙それぞれが負担するものとする。ただし、事前に甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、協定締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、協定の効力を失う日前3月までに甲と乙のいずれからもなんらの意思表示のないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（情報の保持）

第7条 本協定に基づく稼動にあたり事前に相手方の同意を得たもの以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。この協定に定める事項について疑義が生じたときも同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年 3月 31日

甲 尾張旭市東大道町原田2600-1

尾張旭市教育委員会

教育長

玉置基



乙 名古屋市守山区大森二丁目1723

金城学院大学

学長

柳本哲夫

